

津市集落営農促進対策事業補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第49号

改正 平成20年3月31日訓第23号
平成26年7月31日訓第55号
平成28年3月29日訓第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、集落営農組織の基盤強化を図り、農業生産性の向上と集落の活性化に資するため、集落営農の組織づくりと集落営農組織が更新導入する農業用共同利用機械等の経費に対し、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「集落営農組織」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する地域住民で構成する営農組合等をいう。

- (1) 集落内農業者の合意の下で、当該集落の農業生産過程の全部又は一部を共同化・統一化して実施し、共同販売経理を行う営農組織であること。
- (2) 法人及び法人化を目指す営農組織で、諸規程が定められていること。
- (3) 農作物の基幹作業面積が、10ヘクタール以上又は集落内農地の3分の2以上であること。ただし、中山間地域においては、面積を緩和することができる。
- (4) 10人以上又は同一集落内に居住する者5人以上で構成されていること。

2 この要綱において「農業用共同利用機械等」とは、集落営農組織が農作業に共同利用するために購入する次に掲げる機械等をいう。

- (1) トラクター
- (2) ロータリーシーダー、ディスクロータリー等アタッチメント
- (3) コンバイン
- (4) 田植機
- (5) 乾燥機
- (6) その他市長が必要と認める農業機械及び器具

(補助金の目的等)

第3条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）
交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）
交付限度額及び交付の対象となる者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする集落営農組織（以下「申請者」という。）
は、規則に定める交付申請書（規則第1号様式）に集落営農促進対策補助事業実施計画承認申請書（第1号様式又は第2号様式）及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（決定の通知）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助事業として適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、別に定める補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（実績の報告）

第6条 規則第12条の規定による実績の報告は、完了した日から起算して1月以内に規則で定める実績報告書（規則第6号様式）に農業用共同利用機械等購入補助金については事業実績調書（第3号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の規定は、平成18年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお合併前の美里村農業用共同利用機械・器具購入補助金交付要綱（平成15年美里村告示第9号）の例による。

附 則（平成20年3月31日訓第23号）

1 この訓は、平成20年4月1日から施行する。

2 この訓の施行の日前に、改正前の津市集落営農促進事業補助金交付要綱の規定より集落営農組織補助金の交付を受けた集落営農組織については、なお

従前の例による。

附 則（平成26年7月31日訓第55号）

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日訓第15号）

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業	交付対象経費	交付限度額	交付の対象となる者	備考
集落営農組織補助金	効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農組織の育成、法人化を推進する。	集落営農組織設立事業	集落営農組織の設立に要する経費	交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が20万円を超えるときは、20万円）	集落営農組織	
農業用共同利用機械等購入補助金	農業用共同利用機械・器具の新規購入を促進する。	集落営農組織の行う農業用共同利用機械等の新規購入事業。ただし、国及び三重県の補助事業の対象となるものを除く。	農業用共同利用機械等の購入に要する経費。ただし、農業用共同利用機械等1台当たりの購入金額が100万円以上のものに限る。	交付対象経費に3分の1を乗じて得た額（1集落営農組織につき1,000万円を限度とする。）	集落営農組織	農業用共同利用機械等の能力及び台数に即した規模以上の農作業を実施し、又は5年以内実施する予定であること。

第1号様式（第4条関係）

集落営農促進対策補助事業実施計画承認申請書
（集落営農組織補助金用）

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所
補助事業者 団体名
氏名（代表者）
電話

㊟

津市集落営農促進対策事業補助金交付要綱第4条の規定により、集落営農組織補助金を交付されたく、次のとおり関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 集落営農組織の諸規定
- 2 集落営農組織の構成員名簿
- 3 集落内の基幹作業面積を示す書類

第2号様式（第4条関係）

集落営農促進対策補助事業実施計画承認申請書
（農業用共同利用機械等購入補助金用）

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

補助事業者 団体名

氏 名（代表者）

㊟

電 話

津市集落営農促進対策事業補助金交付要綱第4条の規定により、農業用共同利用機械等購入補助金を交付されたく、次のとおり関係書類を添えて申請します。

関係書類

1 事業概要調書

事業概要調書

共同利用 機械・器具	種類				
	形式				
	大きさ				
	購入予定 台数等	台			
	購入予定価格	円（単価 円）			
		財源内訳	市補助金	円（1 / 3）	
			自己資金	円	
その他	円（借入金等）				
保管場所					
集落営農組 織の概要	構成員数	人			
	オペレータ数	人（予定 人）			
	農作業計画	作目	基幹作業	現在の作業面積	5年後の計画面積
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
		m ²	m ²		

- (注) 1 種類は、津市集落営農促進対策事業補助金交付要綱第2条第2項に規定する機械・器具を記入すること。
 2 形式は、カタログ上の形式を記入し、カタログの写しを添付すること。
 3 大きさは、PS・刃幅・石等を記入すること。

第3号様式（第6条関係）

事業実績調書

共同利用 機械・器具	種類				
	形式				
	大きさ				
	購入台数	台			
	購入価格	円（単価 円）			
		財源内訳	市補助金	円（1 / 3）	
			自己資金	円	
その他	円（借入金等）				
保管場所					
集落営農組 織の概要	構成員数	人			
	オペレータ数	人（予定 人）			
	農作業計画	作目	基幹作業	現在の作業面積	5年後の計画面積
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
				m ²	m ²
			m ²	m ²	

(注) 添付資料

- 1 購入した農業用共同利用機械・器具の写真（農作業写真を含む。）
- 2 機械・器具の購入契約書又は領収書の写し